

令和7年度 放課後等デイサービス 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	人員に関する基準	定員を超過した場合に、児童指導員又は保育士を増配置していない日がありました。 定員を超過する場合は、児童指導員又は保育士を指定通所支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて障害児の数が10人までの場合は2以上、10人を超える場合は2に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置してください。	都条例第139号第71条第1項第1号、 都条例施行規則第167号第18条第1項第1号、 障発0330第12号第五の1	1
2	内容及び手続きの説明及び同意	重要事項説明書及び契約書を取り交わしていることが確認できない事例がありました。 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得てください。	都条例第139号第76条で準用する第16条第1項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(2)	1
3	サービスの提供の記録	サービス提供記録に関する記録の一部が確認できない事例がありました。 指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項をその都度適切に記録し、利用者の確認を得てください。	都条例第139号第76条で準用する第25条、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(10)	1
4	法定代理受領の通知	法定代理受領した障害福祉サービスに係る障害児通所給付費の額を支給決定障害者等に対し、通知していませんでした。 障害児通所給付費を法定代理受領した際は、当該支給決定障害者等に対して障害児通所給付費の額の通知をしてください。	都条例第139号第76条で準用する第29条第1項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(14)①	3
5	児童発達支援管理責任者の責務に関すること(放課後等デイサービス計画の作成等)	通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に放課後等デイサービス計画を交付していない事例がありました。 放課後等デイサービス計画を作成した際は、当該計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第6項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(16)②ウ	4
6	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する運営規程において、「非常災害対策に関する事項」を定めていませんでした。 定めなければならない項目を適切に定めてください。	都条例第139号第76条で準用する第13条第9号、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(26)⑥	1
7	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第139号第76条で準用する第14条の2第2項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(28)③④	2
8	安全計画の策定等	障害児の安全の確保を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他当該事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定すること。 ●従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。 ●障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 ●定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	都条例第139号第76条で準用する第51条の2、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(30の2)	2

令和7年度 放課後等デイサービス 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
9	自動車を運行する場合の所在の確認	日常的に運行する障害児の送迎を目的とした自動車にブザー等の装置が備えられていませんでした。障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて障害児の所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行ってください。	都条例第139号第76条で準用する第51条の3第2項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(30の3)②	1
10	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。	都条例第139号第76条で準用する第39条第2項、 都条例施行規則第167号第8条の2第1項第1号及び第3号、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(31)②	5
11	掲示に関すること	運営規程の概要や利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に関する資料が事業所の見やすい場所に掲示又は閲覧可能な形で備え付けられていませんでした。 当該資料を掲示もしくはファイル等を用いて事業所の見やすい場所に備え付けてください。	都条例第139号第76条で準用する第41条、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(33)	2
12	秘密保持等	一部の従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。 従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第139号第76条で準用する第45条第1項及び第2項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(37)①及び②	1
13	秘密保持等	利用者本人の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児の同意を得てください。	都条例第139号第76条で準用する第45条第3項、 障発0330第12号第五の3(3)で準用する第三の3(37)③	1
14	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	児童福祉法第21条の5の26、 児童福祉法施行規則第18条の38	3
15	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算の算定に当たり、障害児通所給付費の算定に必要とする員数が不足しているにも関わらず、当該加算を算定している日及び障害児通所給付費の算定に必要とする員数に加え、児童指導員等を1以上配置していないにも関わらず、当該加算を算定している日がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の1の注7、 障発0330第16号第二の2(3)②で準用する第二の2(1)④	2
16	専門的支援体制加算	専門的支援体制加算の算定に当たり、障害児通所給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等を1以上配置(常勤換算による配置)していないにも関わらず、当該加算を算定している日がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の1の注8、 障発0330第16号第二の2(3)③で準用する第二の2(1)④の2	1

令和7年度 放課後等デイサービス 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
17	家族支援加算	家族支援加算の算定に当たり、放課後等デイサービス計画に当該加算について位置付けていない事例及び相談援助を行った日時、相談内容の要点に関する記録を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の2、 障発0330第16号第二の2(3)⑥で準用する第二の2(1)⑤	2
18	専門的支援実施加算	専門的支援実施加算の算定に当たり、専門的支援実施計画の作成において理学療法士等が作成に関わっているものの、専門的支援実施計画の作成者名に他の従業者名が記録されていた事例がありました。 当該加算の要件が定める理学療法士等が専門的支援実施計画を作成したことを明確にしてください。	厚労告第122号別表第3の6の注、 障発0330第16号第二の2(3)⑪で準用する第二の2(1)⑫	1
19	個別サポート加算Ⅰ	個別サポート加算Ⅰのうち、行動上の課題を有する就学児の場合の算定に当たり、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修修了者が本加算対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合に、90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算して算定することが可能です。しかしながら、当該研修を修了していない職員により対象児へのサービスが提供されているにも関わらず、90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算して算定している事例がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の7の注1の2、 障発0330第16号第二の2(3)⑫の5	1
20	関係機関連携加算Ⅱ	関係機関連携加算Ⅱの算定に当たり、当該就学児に係る情報共有を目的とした会議の開催又は会議への参加ではなく、電話による情報共有のみをもって当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第3の10の2の注2、 障発0330第16号第二の2(3)⑯で準用する第二の2(1)⑮の2	1